

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案の概要

- 1 給料の調整額の算定の基礎となる調整基本額を次のとおり改めることとした。

旧

調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	5,900円
2 級	<u>6,500円</u>
3 級	8,400円
4 級	<u>9,600円</u>
5 級	<u>10,900円</u>

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。

新

調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	5,900円
2 級	<u>7,400円</u>
3 級	8,400円
4 級	<u>8,700円</u>
5 級	<u>9,600円</u>

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。

$$\text{給料の調整額} = \text{調整基本額} \times \text{調整数}$$

- 2 その他所要の改正を行うこととした。

- 3 施行期日は次のとおりとする。

平成24年4月1日

条 例 等 立 案 表

<p>題名 徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育委員会教職員課</p> <p>担当者名 北島慶久</p> <p>電話番号 三二六八</p>
<p>制定理由 技能労務職員の給与に関する規則の一部が改正されることに伴い、本県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与についても所要の改正を行う必要がある。</p> <p>あらまし</p> <p>一 職務の級が二級、四級及び五級である職員の調整基本額を改めることとした。</p> <p>二 その他所要の改正を行うこととした。</p> <p>三 この規則は、平成二十四年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号) 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県規則第八十一号)</p>	<p>備 考</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 西池氏裕

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十四年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員」を「技能労務職員」に改める。
別表その2の表中「6, 500円」を「7, 400円」に、「9, 600円」を「8, 700円」に、「10, 900円」を「9, 600円」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

改正案

現行

(二)の規則の趣旨)
 第一条 この規則は、技能労務職員の給与の種
 類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島
 県条例第六号)第十条及び第十五条の規定に
 基づき、別に定めるものを除くほか、同条例
 第一条に規定する徳島県教育委員会の採用に
 係る技能労務職員(以下「職員」という。)の
 給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(二)の規則の趣旨)
 第一条 この規則は、技能労務職員の給与の種
 類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島
 県条例第六号)第十条及び第十五条の規定に
 基づき、別に定めるものを除くほか、同条例
 第一条に規定する徳島県教育委員会の採用に
 係る徳島県教育委員会の採用に係る技能労務
 職員(以下「職員」という。)の給与に関し必
 要な事項を定めるものとする。

別表(第二条関係)

別表(第二条関係)

その1 適用区分表

その1 適用区分表

(略)

(略)

その2 調整基本額表

その2 調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	(略)
2 級	7,400円
3 級	(略)
4 級	8,700円
5 級	9,600円

職務の級	調整基本額
1 級	(略)
2 級	6,500円
3 級	(略)
4 級	9,600円
5 級	10,900円

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。